

一 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 1～3（略）</p> <p>4 法附則第五条第一項の政令で定める日は、平成二十一年三月三十一日とする。</p> <p>5 法附則第五条第二項の政令で定める数は、三百人とする。</p> <p>6 法附則第五条第二項において読み替えて適用する同条第一項の政令で定める日は、平成二十三年三月三十一日とする。</p> <p>7（略）</p>	<p>附則 1～3（略）</p> <p>4（略）</p>

改正案	現行
<p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第二百七条 法第七十八条第二項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>（第一号及び第二号 略）</p> <p>三（略）</p> <p>（イからテまで 略）</p> <p>ア 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）<u>第四十二条第一号</u>から第三号まで（業務）に掲げる業務を主たる目的とする法人で同法第四十四条第一項（シルバー人材センター連合の指定）の規定による指定を受けているもの</p> <p>（サ及びキ 略）</p> <p>（第四号から第六号まで 略）</p> <p>（第二項及び第三項 略）</p>	<p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第二百七条 法第七十八条第二項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>（第一号及び第二号 略）</p> <p>三（略）</p> <p>（イからテまで 略）</p> <p>ア 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）<u>第四十二条第一号</u>から第三号まで（業務）に掲げる業務を主たる目的とする法人で同法第四十四条第一項（シルバー人材センター連合の指定）の規定による指定を受けているもの</p> <p>（サ及びキ 略）</p> <p>（第四号から第六号まで 略）</p> <p>（第二項及び第三項 略）</p>

三 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）

改正案	現行
<p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第七十七条 法第三十七条第四項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>（第一号及び第二号 略）</p> <p>三 （略）</p> <p>（イからテまで 略）</p> <p>ア 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）<u>第四十二条第一号</u>から第三号まで（業務）に掲げる業務を主たる目的とする法人で同法第四十四条第一項（シルバー人材センター連合の指定）の規定による指定を受けているもの</p> <p>（サ及びキ 略）</p> <p>（第四号から第六号まで 略）</p> <p>（第二項及び第三項 略）</p>	<p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第七十七条 法第三十七条第四項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>（第一号及び第二号 略）</p> <p>三 （略）</p> <p>（イからテまで 略）</p> <p>ア 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）<u>第四十二条第一号</u>から第三号まで（業務）に掲げる業務を主たる目的とする法人で同法第四十四条第一項（シルバー人材センター連合の指定）の規定による指定を受けているもの</p> <p>（サ及びキ 略）</p> <p>（第四号から第六号まで 略）</p> <p>（第二項及び第三項 略）</p>